

(別記様式1)

農業振興地域整備計画変更協議書

年 月 日

我孫子市長 あて

(協議者) 住所 (又は所在)

氏名 (又は名称及び代表者)

印

(電話)

我孫子市が定めた農業振興地域整備計画について、下記のとおり変更を希望するので、関係計画書類を添えて協議します。

記

1. 協議にかかる計画変更種別 (該当に○印)

①農用地区域除外 ②農用地区域編入 ③用途区分変更

2. 計画変更を希望する土地 【必要に応じ別に添付】

所 在					所有者		耕作者	
大字	字	地番	登記地目	登記面積 (㎡)	住所	氏名	住所	氏名

3. 計画変更後の土地利用計画者

- ① 住所 (又は所在地)
- ② 氏名 (又は名称)
- ③ 土地所有者との関係

4. 計画変更を希望する理由及び土地利用計画 (事業計画) 概要 【必要に応じ別に添付】

5. 計画変更を希望する土地を選定した理由 【必要に応じ別に添付】

(*既存施設の拡張等の場合を除き、農用地区域以外の土地を活用することの検討経緯など、変更希望地選定までの経緯、他に適地がないことの説明を記すこと)

6. 計画変更を希望する土地の面積算定の根拠 【必要に応じ別に添付】

(*計画 (事業計画) に必要とする土地の面積算定にかかる根拠を記すこと)

7. 関係土地改良区との協議の内容

(※協議の土地について、関係土地改良区で必要とされる諸手続きの履行状況(又は見込み)や同改良区で確認を得た内容などを記すこと)

8. 周辺自然環境との調和に関する調整内容

(※協議の土地利用について、周辺自然環境との調和に関する取り組みを記すこと。)

9. 生活環境及び営農環境との調和に関する調整内容

(※協議の土地利用について、地域住民や地域農家・耕作者等に対する説明を行った内容及びその状況を記すこと。)

10. 関係法令等の適合性の確認と各種手続きの履行(又は見込み)状況の確認等の内容

(※関係法令等の適合性の確認及びその法令等で必要とされる諸手続きの履行(又は見込み)状況について、関係機関・市所管課等で協議し、確認を得た内容等を記すこと)

① 農地法

② 都市計画法

③ その他この協議にかかる計画を実施するために手続きを必要とする関係法令等

()

()

11. 添付書類 別記のとおり

【注意・確認事項】

(1) 書類作成及び手続き上の注意

- ① 協議を共同で行う場合は、協議者全員が記名・押印し、代表となる者を指定及び明記してください。
- ② 土地の所有者と計画変更後の土地利用を行う者が異なる場合は、連名で協議者となってください。協議書は、それぞれが記名・押印し作成してください。
- ③ 代理人を置く場合は、協議者全員による委任状(委任内容を明記したもの・印鑑証明書添付)を添付してください。
- ④ 代理人を置かない場合は、協議者全員により協議書を提出し、審査等への対応を行っていただきます。
- ⑤ この様式で記載しきれない場合は、適宜、記入欄を拡張するか、別紙を活用してこの協議書を作成してください。

(2) 協議書の取り扱い

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が作成する計画ですので、協議書の審査等の結果、同計画の変更が行われない場合があることをご了解のうえ協議書を作成してください。

【別記】 添付書類

- ① 2の土地の登記事項証明書（全部事項）
- ② 2の土地及び隣接する土地の公図の写し
- ③ 2の土地の位置図
- ④ 事業計画書（説明書）
- ⑤ 事業計画図
（*配置図、平面図、立面図、排水計画図など、具体的な事業計画の内容がわかる図画）
- ⑥ 法人登記簿謄本及び法人定款（寄付行為）の謄本
（*協議者が法人の場合）
- ⑦ 関係土地改良区の同意書又は意見書
- ⑧ 2の土地について所有権以外の権原を有する者の同意書
（*同意が得られない場合は、同意が得られない合理的理由を記した説明書）
- ⑨ 2の土地に隣接する土地の所有者及び耕作者の同意書
（*同意が得られない場合は、同意が得られない合理的理由を記した説明書）
- ⑩ 我孫子市環境条例で規定する「特定施設」の用に供することを計画する場合は、同条例第34条の規定に基づく届出に必要な書類
（*①から⑨までの書類と重複するものは省略可）
- ⑪ ⑩の「特定施設」を計画する場合は、影響が想定される区域の住民及び農家・耕作者を対象に説明会を行った内容を記録した書類
- ⑫ 7について、関係機関・市所管課等と協議・調整を行った内容の記録
（*農業振興地域の整備に関する法律その他関係法令に適合すること及び農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更前又は変更後に必要とされる諸手続きの履行（又は見込み）が確認できるもの）
- ⑬ 相当の資金を要する計画である場合は、適正執行が可能であることを確認できる資金計画書類
- ⑭ その他市長が必要と認めた書類